

2026年5月14日

各 位

会社名 株式会社名村造船所
代表者名 代表取締役社長 名村 建介
(コード番号 7014 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼常務執行役員経營業務本部長
向 周
(TEL 06 - 6543 - 3561)

当社株式等の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について

当社は、2008年5月22日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式等の大量取得行為に関する対応策を導入することを決定し、同年6月26日開催の第109回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいております。また、その後は直近では2023年6月23日開催の第124回定時株主総会においても、株主の皆様から継続のご承認をいただいております。（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）

現プランは、その有効期間が第124回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、当社は、社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、更新の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、2026年6月23日開催の第127期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で株主の皆様のご承認が得られることを条件として、以下のとおり現プランを一部変更した上で、更新すること（以下「本更新」といいます。）により導入される当社株式等の大規模買付等（後記三.2.(2)(a)で定義します。以下同じです。）に関する対応方針を以下「本方針」といいます。）を決定しましたのでお知らせいたします。なお、本方針に関する上記決定を行った取締役会では、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により承認されるとともに、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本方針が適正に運用されることを条件に賛同する旨の意見を述べております。

本更新に当たり、名称を当社株式等の大規模買付等に関する対応方針（買収への対応方針）に変更するとともに、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

- ① 本方針の適用対象となる「大規模買付等」の定義を一部見直しました。

- ② 本方針で定義される大規模買付者を含む「特定株主グループ」の認定の基準となる「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」、「大規模買付者等」に該当するかの前提となる「大規模買付等」の基準となる「一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を構築するあらゆる行為」、及び「非適格者」の一類型である「関連者」の認定の基準となる「実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者またはその者と実質的に協調して行動する者」に当たるか否かを判定する際に用いる基準として、別紙4の「共同協調行為等認定基準」を作成いたしました。
- ③ 本方針の発動に係る手続を一部見直しました。
- ④ 新株予約権の無償割当ての要件を一部見直しました。
- ⑤ その他、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。

なお、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式等の大規模買付等に関する提案はなされておられません。

一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式等の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式等の大規模買付等を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企

業価値については株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を企業理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおります。

その間、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年にわたり安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、お客様の様々な個別のニーズにお応えできる幅広い製造能力を保持することにより受注の維持・拡大を図る一方、高品質な製品供給の前提となる資機材を安定的に調達できる体制を整え、製造拠点における生産効率の向上を図ること等により、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。この相互信頼は、納期遵守や品質管理等への信頼はもとより、双方の中・長期的発展を志向した取引関係を長年にわたって堅持することではじめて得られたものであり、今後も相互信頼関係を維持発展させるという方針の維持とその努力が不可欠であります。このような信頼関係は、後述の製造面の信頼に加えて営業方針を含む当社経営方針そのものに由来するものであると認識しております。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。特に、新造船事業においては、船種等により異なりますが、受注から引渡しまで3年から5年超を要することがあり、その間、鋼材をはじめとする資機材を適時に適切な価格で安定的に確保・調達することが当社製品の安定供給、品質の確保および収益性の維持のために極めて重要となります。船用資機材供給者をはじめとした取引先との間の長年の取引により育まれた信頼関係や安定的な取引関係があつてこそ、適切な資機材の安定的な確保・調達が可能となります。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。特に、当社の船舶の製造は個々の顧客ニーズに対応することが要求される単品受注生産であるため、受注の維持・拡大を図るためには、顧客の個別のニーズを的確に捉え商品として具現化する開発力・設計力、溶接等の従業員（特に熟練工）の特殊技能等に代表される技術力、生産計画どおりに操業を進める生産管理能力が必要不可欠であります。当社がこうした技術力・ノウハウを維持し、さらに発展させていくためには、技術力を有する従業員の確保に加え、長年にわたる経験と的確な状況判断力を有するベテラン従業員から若手従業員への指導と技術・技能の伝承が必要です。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。当社は、1974年に佐賀県の伊

万里市に進出して以来、周辺の大学からの専門的技術者の採用や地元高校等からの継続的な人材採用により、働き甲斐のある職場を提供しております。また、当社は、地域活動への積極的な参加・協賛を重ねることにより、地域社会の発展に良き企業市民として貢献しております。こうした地域社会との良好な相互関係を維持発展させる姿勢と伝統が、当社の技術力や顧客・取引先との信頼関係を基礎付け、ひいては企業価値を向上させるための重要な一要素となっております。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社グループは2024年度以降の中期経営計画等を策定しており、その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

当社は、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値の向上・株主共同の利益の確保を図ってまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループESG委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にESG委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループESG委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。これら活動により2024年度には「名村造船所グループ人権方針」を定めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状

況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を3名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

なお、現プランの有効期間中に実施した、コーポレート・ガバナンス強化の主な取組みの内容は、以下の通りです。

コーポレート・ガバナンス強化の主な取組み

年度	主な取組みの内容
2025年度	独立社外取締役を2名から3名に増員
	女性の社外取締役を1名選任
	役員報酬の方針を一部改定

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本方針の目的

本方針は、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式等に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買収者との交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において本方針について株主の皆様のご意思をご確認させて頂く予定であり、本定時株主総会で本方針について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本方針は直ちに廃止されるものとします。

2. 本方針の内容

(1) 本方針の概要

(a) 目的

本方針は、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付等を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的としています。

(b) 手続の設定

本方針は、当社株式等の大規模買付等をしようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、大規模買付等は、本方針に係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本方針の発動をしない旨の決議がなされるまでの間、大規模買付等を実行してはならないものとしています（詳細については下記(2)「本方針の発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本方針の発動

大規模買付等をしようとする者が本方針において定められた手続に従うことなく当社株式等の大規模買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対

する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、大規模買付等を行おうとする者を含む非適格者（後記三 2. (4) (g)で定義します。以下同じです。）による権利行使は認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って非適格者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社の議決権割合は、最大 2 分の 1 まで希釈化される可能性があります。

(d) 本方針の合理性を高める仕組みの設定

本方針に従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記(6)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本方針に定めるところに従い、必要に応じて、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています（その詳細については下記(2)「本方針の発動に係る手続」(e)をご参照下さい。）。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本方針の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付等

本方針は、以下の①、②または③に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行おうとする者（以下「大規模買付者等」といいます。）には、予め本方針に定められる手続に従っていただくこととします。

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

- ① 特定株主グループ²の議決権割合³を 20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株式等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁴を構築するあらゆる行為⁵（但し、当社が発行者である株式等につき当該特

² 「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）、(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）ならびに(iv)上記(i)ないし本(iv)に該当する者から市場外の相対取引は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

³ 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに(ハ)上記(イ)ないし本(ハ)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 本文の③に定める関係が構築されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙 4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

⁵ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。)

(b) 大規模買付者等に対する情報提供の要求

大規模買付等を行う大規模買付者等は、当該大規模買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該大規模買付者等が大規模買付等に際して本方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて当社取締役会へ提出していただきます。なお、大規模買付者等から書面による要請を受けた場合には、買付説明書の書式を当該要請から 10 営業日以内に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 大規模買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、沿革、資本構成、財務内容、役員の名、職歴及び所有する株式又は持分の数・割合、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）その他の経理の状況、当該大規模買付者等による大規模買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付等の価格の算定の経緯・根拠（算定主体の名称、算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（大規模買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者等と第三者との間の当社の株式等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。また、現に存在する合意だけでなく、今後締結を予定している合意も含みます。）

- ⑥ 支配権取得又は経営参加を大規模買付等の目的とする場合には、大規模買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 純投資又は政策投資を大規模買付等の目的とする場合には、大規模買付等の後の当社株式等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付等を行う場合には、その必要性
- ⑧ 重要提案行為等⁶を行うことを大規模買付等の目的とする場合又は大規模買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑨ 大規模買付等の後、当社の株式等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑩ 大規模買付等の後、当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑪ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑫ 大規模買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑬ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 大規模買付等の内容の検討・大規模買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、大規模買付者等の大規模買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会が提出を求めた情報（もしあれば）が提出されてから、対価を金銭（円貨）のみとし当社株式等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付等の場合には最長 60 日、その他の大規模買付等の場合には最長 90 日が経過するまでの間（以下「独立委

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項の重要提案行為等を意味します。以下、別段の定めがない限り同じです。

員会検討期間」といいます。)、上記①に従い取締役会の意見およびその理由ならびに代替案（もしあれば）等を受領した上、大規模買付等の内容の検討、大規模買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から当該大規模買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大規模買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。大規模買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

③ 情報開示

当社は、大規模買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の適時開示規則に従い独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本方針の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者等による大規模買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の

前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に大規模買付者等が大規模買付等を撤回した場合その他大規模買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使もしくは株式の交付と引換えでの当社による取得を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、予め当該実施に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本方針の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者等の大規模買付等の内容の検討、大規模買付者等との協議・交渉等の結果、大規模買付者等による大規模買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者等の大規模買付等の内容の検討・代替案の検討・大規模買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、当社は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会の勧告の理由が下記(3)(d)に該当することである場合及び独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、独立委員会における手続に加えて、速やかに株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議します。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。大規模買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付等を実行してはならないものとします。なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、大規模買付者等による大規模買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本方針の発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本方針の発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

- (a) 本方針に定める手続を遵守しない大規模買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付等である場合
 - ① 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 大規模買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合(上記(a)ないし(c)のいずれにも該当しない場合を含む。)

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本方針に基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数を上限とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社普通株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者⁷、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)大規模買付者等、(Ⅳ)大規模買付者等の共同保有者および特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者⁸（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定

⁷ 原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

⁸ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。「関連者」に当たるか否かの判定は、共同協同行為等認定基準（別紙4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、上記(g)項(I)ないし(VI)に該当する者に対しては、それらの者が保有する新株予約権の対価として金員等の交付を行わないものとします。

- ③ ①および②のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本方針の有効期間、廃止および変更

本方針の有効期間および本方針に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下、単に「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会后 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新するものとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本方針を廃止する旨もしくは本方針に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本方針を修正し、または変更する場合があります。

当社は、本方針が廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本方針の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、社外取締役 3 名、社外監査役 1 名および社外有識者（補欠監査役）1 名から構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、独立委員会の委員は別紙 3「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に大規模買付等がなされる場合には、上記(2)「本方針の発動に係る手続」に記載したとおり、当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。ただし、当社取締役会は、大規模買付者等による大規模買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上相当と認める場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当てに関する議案を付議する場合があります。

(7) 法令の改正等による修正

本方針で引用する法令の規定は、2026 年 5 月 14 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本方針の更新にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本方針の更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。また、本定時株主総会においては、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただくことを付議しますが、本定時株主総会における決議により本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき原則として本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本方針の発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本方針は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、本方針は、企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が 2021 年 6 月 11 日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」および経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に発表した「企業買収における行動指針」を踏まえた内容となっております。

② 株主意思を重視するものであること

本方針は、株主の皆様
の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。本定時株主総会において、本方針につき株主の皆様のご承認が得られた場合には、本方針はさらに 3 年間更新されることとなります。

また、上記三 2. (2)「本方針の発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本方針で定めるとおり、同(e)で定める場合には、本方針の発動の是非についても、株主総会において株主の皆様
の意思を確認することとしています。

加えて、上記三 2. (5)「本方針の有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本方針には、当初の有効期間を本定時株主総会終結の時まで、更新された後の有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、①当初の有効期間中においては、本方針の更新に関する議案を承認しない旨の決議が行われた場合、②本方針が更新された後においては、本方針を廃止する旨もしくは上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または、③当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることとなります。その意味で、本方針の消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記三 2. (6)「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本方針の発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様
に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本方針の透明な運営が行われる仕組み

みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記三 2. (2)「本方針の発動に係る手続」(d)および上記三 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本方針の発動に係る手続」(c)②にて記載したとおり、大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の対応方針ではないこと

上記三 2. (5)「本方針の有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、その解任及び選任は普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交代させることができ、その後速やかに、交代後の当社取締役会の決議によって本方針を廃止することができますので、本方針は、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）でもスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、一定期間は廃止できない対応方針）でもありません。

以上

当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,045	8.7
日本製鉄株式会社	3,778	5.4
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 384513	2,799	4.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,434	3.5
株式会社三菱UFJ銀行	2,233	3.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,037	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,862	2.7
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	1,707	2.5
エア・ウォーター株式会社	1,658	2.4
大和工業株式会社	1,626	2.3

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本方針の対象となる大規模買付等への該当性の判断
 - ② 大規模買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 大規模買付者等の大規模買付等の内容の精査・検討
 - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた大規模買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本方針の修正または変更に係る承認

⑧ その他本方針において独立委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、大規模買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者等の大規模買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保という観点から大規模買付者等の大規模買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、大規模買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、執行役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、大規模買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本方針更新時の独立委員会の委員は、以下の5名であります。

安酸 庸祐（やすかた ようすけ）

- 1957年12月生
- 1993年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
和田隆二郎法律事務所入所
- 2004年 4月 ときわパートナーズ法律事務所設立（現）
- 2024年 6月 当社取締役役に就任（現）
- 2024年 9月 日章興産株式会社 社外監査役（現）
- 2024年10月 株式会社LIMNO 社外取締役（現）

※安酸 庸祐氏は会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

なお、2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は社外取締役に再任されることとなります。

河端 瑞貴（かわばた みずき）

- 1972年10月生
- 2005年 7月 東京大学空間情報科学研究センター助教授
- 2007年 4月 東京大学空間情報科学研究センター准教授
- 2012年 4月 慶應義塾大学経済学部准教授
- 2014年 4月 慶應義塾大学経済学部教授（現）
- 2023年 6月 公益財団法人日本住宅総合センター評議員（現）
- 2025年 6月 当社取締役役に就任（現）

※河端 瑞貴氏は会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

柳原 大輔（やなぎはら だいすけ）

- 1969年 7月生
- 2007年10月 岡山県立大学情報工学部准教授
- 2009年 4月 愛媛大学大学院理工学研究科准教授
- 2016年10月 愛媛大学大学院理工学研究科教授
- 2017年 9月 九州大学大学院工学研究院准教授
- 2019年 7月 九州大学大学院工学研究院教授（現）

※柳原 大輔氏は当社の社外取締役候補者であります。

2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は会社法第2条15号に規定される社外取締役に選任されることとなります。

大保 政二（だいほ まさじ）

- 1965年 7月生
- 1991年 9月 中央新光監査法人入所
- 1999年 3月 公認会計士登録
- 2002年 4月 東京北斗監査法人（現：仰星監査法人）入所
- 2006年 1月 大保公認会計士事務所設立
- 2020年 6月 当社監査役に就任（現）
- 2022年 6月 株式会社ユーハイム 社外取締役（現）
- 2024年 6月 株式会社キーエンス 社外監査役（現）
- 2025年10月 恵和株式会社 社外取締役（監査等委員）（現）

※大保 政二氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

山本 紀夫（やまもと のりお）

- 1952年 6月生
- 1981年 4月 弁護士登録
- 1984年 1月 坂口・山本法律事務所設立
- 1995年 4月 山本法律事務所設立（2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に変更）
- 2006年 6月 久留米運送株式会社 社外監査役（現）
- 2020年 4月 TMI 総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画（現）

※山本 紀夫氏は現在会社法第329条3項に規定される当社補欠監査役であります。

なお、2026年6月23日開催予定の当社第127回定時株主総会における補欠監査役選任議案が原案どおり承認可決されますと、同氏は補欠監査役に再任されることとなります。

共同協調行為等認定基準

※本基準は、本方針で定義される大規模買付者を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準、「大規模買付者等」の認定の前提となる「大規模買付等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を構築するあらゆる行為」の有無を判定するための基準、及び「非適格者」の一類型である「関連者」の認定における「実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者またはその者と実質的に協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いることとする。

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、下記の各項目の要素に加え、認定対象者と当社特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下、「当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立する行為に該当するかを認定する際の「当該特定株主グループ」、ある者の「関連者」を認定する際の当該「ある者」、それらの親会社及び子会社、並びに、それらの役員及び主要株主を、あわせて「特定株主グループ等」という。

(1) 当社株式等を取得している時期が、特定株主グループ等による当社株式等の取得または重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得又は当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。

(2) 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか。

(3) 当社株式等の取得を開始した時期が、特定株主グループ等による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、特定株主グループ等による当社経営支配権の実質的な取得又は当社経営への実質的な影響力の獲得に向けた行動が開始された時期に近接し、または本方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、特定株主グループ等の行動に関連するイベントと近接しているか。

- (4) 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式等を取得しているなど、特定株主グループ等による当社株式等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか。
- (5) 特定株主グループ等が株式等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が特定株主グループ等のそれと重なり合っているか。
- (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（特定株主グループ等とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。
- (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び特定株主グループ等（ならびに当該認定対象者以外の者で特定株主グループ等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。
- (8) 特定株主グループ等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
- (9) 特定株主グループ等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。

(10)当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループ等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この(10)を唯一の根拠として「特定株主グループ」、「大規模買付等」又は「関連者」と認定してはならないものとする。）。

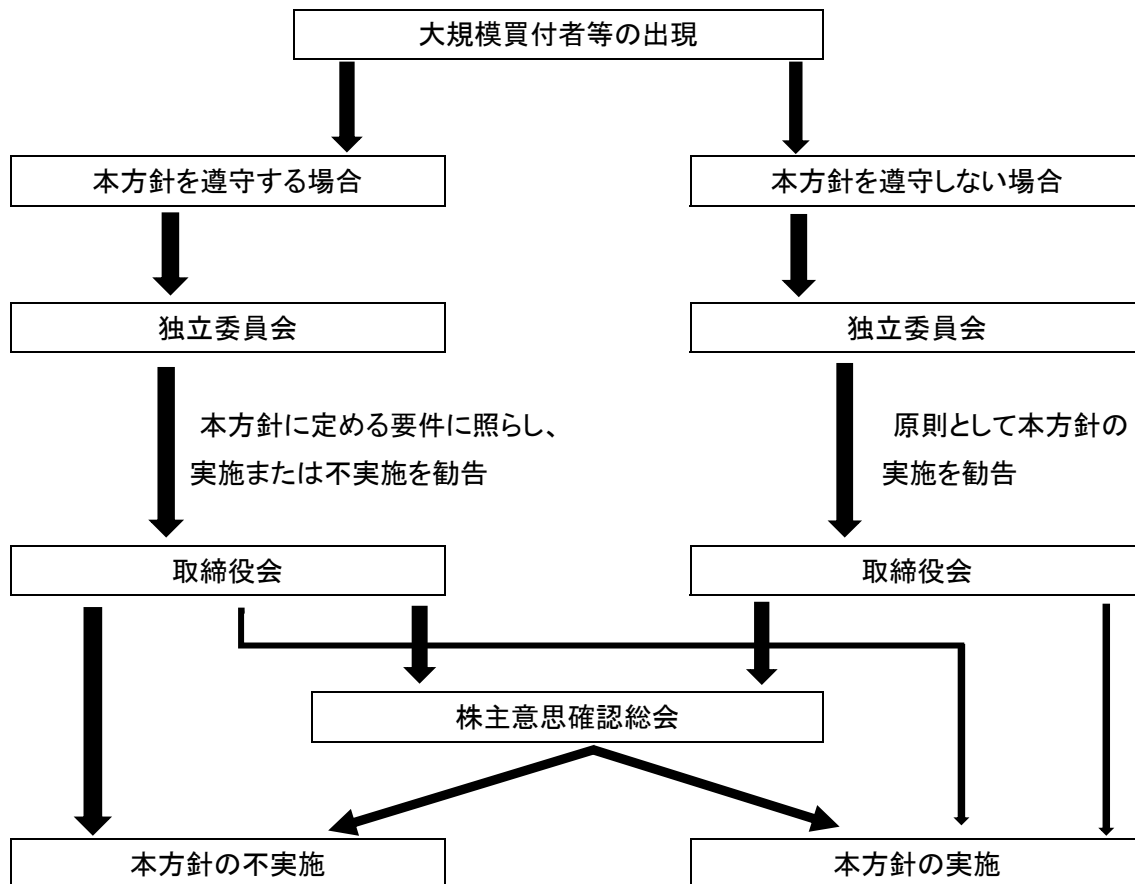
(11)当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループ等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この(11)を唯一の根拠として「特定株主グループ」、「大規模買付等」又は「関連者」と認定してはならないものとする。）。

(12)その代理人やアドバイザーが、特定株主グループ等のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び／または親族関係その他の人的関係があるなど、特定株主グループ等との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）。

(13)その他、特定株主グループ等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以上

本方針の概要



* 上記フローチャートは、本方針の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本方針の詳細内容については、プレスリリース本文をご参照下さい。